

令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託

に係る提案公募実施要領

令和6年4月

高松市都市整備局 建築指導課

1 提案公募の目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）内の既存盛土等について、分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価等を行い、併せて経過観察等において活用するための基礎調査を行うことを目的とする。

本業務の実施に当たっては、盛土規制法を熟知するとともに、規制区域指定後の既存盛土等の経過観察等について、本市が過年度に実施した業務により構築した地理空間データ基盤の活用による、管理運営を含めた省人化・効率化を図るものとする。

なお、現在、本市においては旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定はなく、規制区域の候補区域の設定についても業務実施中である。

当該業務委託の発注に当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託

(2) 目的・内容

「令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月27日（木）まで

(4) 提案上限額

16,727,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、提案書提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しないこととする。
- イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- エ 公示の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- オ 国、香川県及び高松市税の滞納がないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- キ 本手続への参加表明書提出日現在、高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（土木関係建設コンサルタント）に登載されている市内企業又は準市内企業（市内企業及び準市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。
- ク 平成25年4月1日以降、元請として国又は地方公共団体から直接受注し完了した、盛土規正法及び土砂災害防止法に基づく基礎調査業務、大規模盛土造成地に係る計画策定業務又はその他類する業務で、契約金額557万円以上の履行実績を有すること（この契約金額（設計変更があった場合は変更後の契約金額）は、消費税及び地方消費税を除く。）。なお、5（1）アで求める実績調書に、入札参加条件に適合する実績の履行内容が確認できる書類を添付すること。
- ケ 仕様書で示す管理技術者等を配置できること。

4 提案公募関係資料の交付

(1) 交付資料

- ア 令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託に係る提案公募実施要領
- イ 令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託仕様書
- ウ 申請関係様式
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 実績調書（様式第2号）
 - ③ 見積書（様式第3号）
 - ④ 質問及び回答書（様式第4号）

(2) 交付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月23日（木）まで

(3) 交付方法

高松市都市整備局建築指導課ホームページ上からのダウンロードによる。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/morido_2024nyusatu.html

5 選考に係る提出書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 実績調書（様式第2号）
 - ③ ①及び②で添付を求めている書類
- イ 企画提案書・見積書
 - ① 企画提案書（任意様式）

詳細は「7 企画提案書」を参照すること。
 - ② 見積書（様式第3号）
 - 宛先は「高松市長」とし、件名は「令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託」とすること。
 - 内訳書を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること。内訳書の様式は任意である。なお、具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。また、提案上限額を超える場合は失格とする。
 - 提出部数 8部（正本1部、副本7部）※正本には押印をすること。

(2) 提出期限

ア 参加表明書

令和6年4月22日（月）から同月26日（金）正午まで

なお、提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合、又は（5）により企画提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

イ 企画提案書・見積書

令和6年5月14日（火）から同月23日（木）正午まで

(3) 提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 建築指導課 盛土規制係（本庁舎9階）

(4) 提出方法

対面、郵送どちらでも可。

対面の場合は、市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出すること。なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。また、到着時刻については、下記郵便追跡サービスに記録されている時刻による。到着確認の問合せには応じない。

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>

(5) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和6年5月8日（水）までに電子メールで送付する。なお、選定した者には選定通知書を、選定しなかった者にはその理由を送信する。

6 質問・問合せ及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問・問合せは、質問及び回答書（様式第4号）を利用し、（5）に記載の担当者2名に宛てて「令和6年度盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）業務委託について」という件名にて、電子メールで提出すること。

(2) 質問書受付期間

令和6年4月22日（月）から同年5月9日（木）正午まで

(3) 到着確認

質問・問合せが電子メールで到着した場合は、担当者から受領した旨の電子メールを返信する。当日（午後5時以降及び閉庁日に受信した電子メールは翌開庁日）の内に、到着確認の電子メールが届かない場合は、電話にて問い合わせること。

(4) 質問に対する回答

質問書受付後、速やかに質問書提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答の全件について、本市ホームページで公表する。

なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出しなければならない。

ア 閲覧期間

令和6年5月13日（月）から同月23日（木）正午まで

(5) 問合せ先

高松市 都市整備局 建築指導課 盛土規制係 谷口・稲澤

電話：087-839-2488

電子メールアドレス：(谷口) sayo_6947@city.takamatsu.lg.jp

：(稲澤) norihiko_8778@city.takamatsu.lg.jp

7 企画提案書

(1) 基本的な構成

- ① 業務全体の流れ：業務における基本的な考え方が明確になっていること。
- ② 業務実施体制及びスケジュール：業務を迅速かつ確実に実施する必要があることを考慮の上、業務全体のスケジュール、進め方、体制及び配置計画を提示し、各業務を担当する各技術者の業務実績・資格等が記載されていること。
- ③ 業務提案：仕様書の業務内容を踏まえるとともに、独自提案及び将来提案等について具体的な提案が記載されていること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズ：A4版（必要に応じてA3版も可）
- ② 原稿の向き：縦・横自由
- ③ 使用言語：日本語
- ④ 記号・略称等の使用：初出の箇所に、記号・略称等の説明を記述すること。
なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響が出る可能性がある。
- ⑤ 提出：紙8部（正本1部、副本7部）※正本には押印をすること。
- ⑥ 表紙、目次を除き10ページ以内
- ⑦ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。

8 プレゼンテーション

本業務におけるプレゼンテーションを要請する。なお、1者の場合もプレゼンテーションを要請する。プレゼンテーションには配置予定管理技術者の出席を要請する。

(1) 実施予定日

令和6年5月27日(月)

※具体的な時間は企画提案者の選定結果送付とともに通知する。

(2) 場所

高松市役所内会議室

(3) 時間

1者につき10分を割り当てる。

その後、15分間の質疑応答を設ける。

(4) 内容

企画提案のポイント等をプレゼンテーションする。

(5) 留意事項

プレゼンテーションに係る費用は提案者において負担すること。

9 受注候補者の選定

本提案公募に対し企画提案書を提出した者においてプレゼンテーションを行い、審査基準における審査項目の合計得点の最も高い者を受注候補者として選定する。

(1) 審査基準

本提案公募要領に従い提出された、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容に対する審査項目と配点は次のとおりとする。なお、審査は非公開とする。

審査項目	配点	審査事項
1 業務実施体制、調査実施スケジュール	10点	・業務遂行能力があるか。 ・適切な業務実施体制となっているか。 ・実施スケジュールは適切か。
2 業務の実績	3点	・類似業務の実績があり、企画力、専門性、独創性を生かした成果となっているか。
3 業務の理解度	20点	・業務の目的、内容について十分に理解しているか。
4 提案の具体性	10点	・提案内容は、妥当かつ具体的なものであるか。
5 提案の持続性	20点	・提案内容は、持続性のある仕組みであるか。
6 提案の独創性	10点	・提案内容は、既往の手法と比較して、独自性があり、かつ斬新なものとなっているか。
7 提案の発展性	25点	・提案内容は、今後の施策立案、事業実施において発展性、将来性が見込める有用なものとなっているか。
8 見積金額	2点	・提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。
合計	100点	

(2) 通知

受注候補者の選定結果は、企画提案者に電子メールにて通知するものとし、受注候補者として選定しなかった企画提案者に対しては、その理由も併せて通知するとともに、選定結果について本市ホームページで公表する。

自社の配点については、高松市情報公開条例第5条に基づき公開を請求することができる。

なお、選定結果に関する異議申し立ては一切受け付けないこととする。

また、受注候補者であっても、契約手続が完了するまでは、本市との契約関係は生じない。

(3) 次点繰上げ

契約締結までに、企画提案者が「3 参加資格」を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者から順に繰り上げて受注候補者とする。

10 契約

受注候補者は、本市と企画提案書を基に契約を前提とした仕様等の協議を行い、改めて見積書を提出すること。この協議に基づき契約書を作成し、契約を締結する。

(1) 内容

契約の詳細については、契約締結交渉の際に仕様調整について協議の上で確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

- ① 受注者は、契約締結時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はそれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- ② 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ③ 受注者は、契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(4) 支払条件

完了払とし、前金払は「有り」、部分払は「無し」とする。

11 辞退

企画提案者の選定通知書を受領した者が、提案公募への参加を行わない場合は、企画提案書等の提出期限までに提案公募参加辞退届（任意様式）を提出すること。

12 スケジュール

日時	内容	備考
令和6年4月22日(月)	本提案公募の公表	提出書類はホームページ上からダウンロードすること。
令和6年4月22日(月)から 令和6年4月26日(金)正午まで	参加表明書受付期間	提出は対面、郵送どちらでも可とする。
令和6年5月8日(水)	企画提案者選定結果の通知	企画提案の参加資格の有無について電子メールで送付する。
令和6年4月22日(月)から 令和6年5月9日(木)正午まで	質問書受付期間	質問及び回答書(様式第4号)を利用し、電子メールで質問すること。 質問書受付後、速やかに質問書提出者に電子メールで回答する。
令和6年5月13日(月)から 令和6年5月23日(木)正午まで	質問及び回答ホームページ掲載期間	質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出すること。
令和6年5月14日(火)から 令和6年5月23日(木)正午まで	企画提案書等の提出期限	対面、郵送どちらでも可とする。
令和6年5月27日(月) (予定)	プレゼンテーション	開催日時、場所、留意事項等は別途通知する。
令和6年5月28日(火) (予定)	受注候補者選定結果の通知	企画提案者に対し受注候補者の選定結果について通知する。
令和6年5月下旬	契約締結	

13 その他

- ① 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系(SI)による。
- ② 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定管理技術者は、病休、死亡、退職等、極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ④ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載を行った場合、プレゼンテーションに出席しなかった場合又は審査の公平性を害する行為があった場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- ⑤ 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- ⑥ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提案者の選定以外に無断で使用しないものとする。

- ⑦ 企画提案書は、選定後一定の間、評価結果とともに公開することがあるが、非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。
この場合、企画提案書は公開せず、「非公開を希望した旨」を公開するが、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りでない。
- ⑧ 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑨ 当該企画提案者が1者のみであった場合でも、選考委員の平均評価点数が60点以上の場合には有効として取り扱い、受注候補者として選定する。
- ⑩ 選考委員の平均評価点数が60点未満の場合は、受注候補者として選定しない。

14 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表している。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

15 不当要求行為の排除対策

市では、受注者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)を参照。

16 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度に

より通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒電子メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

1.7 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（5）以外は法定事項である。

- （1） 所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （2） 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （4） 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- （5） 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づく香川県の単価表等により、積算しているため、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- （6） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （7） （1）から（6）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守すること。

1.8 関係規程について

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載している。